

議案第81号 説明資料

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る

関係条例の整備に関する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町行政区設置条例 (昭和32年3月30日 条例第15号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>(行政区の長)</u></p> <p>第3条 行政区には、公区長を置く。</p> <p>2 公区長は、区域内住民から推せんのある者をもって充てる。</p> <p>3 公区長の任期は2年とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。また、再任は妨げない。</p> <p>4 公区長がその職を辞せんとするときは、後任者が決定するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>5 公区長は、非常勤とする。</p> <p><u>(所管事務)</u></p> <p>第4条 公区長は、町行政遂行上必要な事項を行なわなければならない。</p> <p>2 公区長は、当該行政区を代表する。</p> <p>3 公区長は、町行政の執行について町長に建議し、又は町長の諮問に応じなければならない。</p> <p>4 公区長は、町長の指示により当該行政区の事務を処理しなければならない。</p>	<p>○幕別町行政区設置条例 (昭和32年3月30日 条例第15号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>(行政区の代表)</u></p> <p>第3条 町長は、行政区内の住民から当該行政区の代表として推せんのある者（以下「公区長」という。）に規則で定める事務を依頼することができる。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>(補助機関)</u>  <u>第5条 公区長は、事務の分掌を行わせるため区域内に補助機関を設けることができる。</u>  <u>2 補助機関に関する必要な事項は、公区長が定める。</u></p> <p>(委任)  <u>第6条 この条例について必要な事項は、町長が定める。</u></p>	<p><u>(行政区運営費の交付)</u>  <u>第4条 行政区内の住民活動を推進するため、行政区運営費を交付する。</u></p> <p>(委任)  <u>第5条 この条例について必要な事項は、町長が定める。</u></p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る

関係条例の整備に関する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号)</p> <p>第1条～第57条 略</p> <p>(公営住宅監理員及び公営住宅管理人)</p> <p>第58条 公営住宅監理員は、町長が町職員のうちから任命する。</p> <p>2 公営住宅監理員は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。</p> <p>3 町長は、公営住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。</p> <p>4 公営住宅管理人は、公営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、公営住宅監理員及び公営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第59条～第65条 略</p>	<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号)</p> <p>第1条～第57条 略</p> <p>(公営住宅監理員)</p> <p>第58条 公営住宅監理員は、町長が町職員のうちから任命する。</p> <p>2 公営住宅監理員は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。</p> <p>3 前各項に規定するもののほか、公営住宅監理員に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第58条の2 町長は、必要があると認めるときは、町営住宅及び共同施設の管理に関する事務等を個人又は団体に委託することができる。</p> <p>第59条～第65条 略</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る

関係条例の整備に関する条例（第3条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町町営住宅条例                      (平成6年9月26日 条例第15号)</p> <p>第1条～第19条の2 略</p> <p>(住宅管理人)                      第19条の3 町長は、<u>町営住宅に住宅管理人を置くことができる。</u></p> <p>第20条～第24条 略</p>	<p>○幕別町町営住宅条例                      (平成6年9月26日 条例第15号)</p> <p>第1条～第19条の2 略</p> <p>(<u>管理の委託</u>)                      第19条の3 町長は、<u>必要があると認めるときは、町営住宅及び共同施設の管理に関する事務等を個人又は団体に委託することができる。</u></p> <p>第20条～第24条 略</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る  
関係条例の整備に関する条例（第4条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町特定公共賃貸住宅管理条例 (平成6年12月19日 条例第23号)</p> <p>第1条～第27条の2 略</p> <p>(住宅管理人)</p> <p>第28条 町長は、<u>特公賃住宅に住宅管理人を置くことができる。</u></p> <p><u>2 住宅管理人は、特公賃住宅及び共同施設の管理に関する報告その他入居者との連絡の事務を行う。</u></p> <p>第29条～第34条 略</p>	<p>○幕別町特定公共賃貸住宅管理条例 (平成6年12月19日 条例第23号)</p> <p>第1条～第27条の2 略</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第28条 町長は、<u>必要があると認めるときは、特公賃住宅及び共同施設の管理に関する事務等を個人又は団体に委託することができる。</u></p> <p>第29条～第34条 略</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る

関係条例の整備に関する条例（第5条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例				
○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和46年2月26日 条例第3号)					○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和46年2月26日 条例第3号)				
第1条～第5条 略					第1条～第5条 略				
別表（第3条関係） (単位：円)					別表（第3条関係） (単位：円)				
機関等	職制	報酬		費用弁償額	機関等	職制	報酬		費用弁償額
		単位	報酬額				単位	報酬額	
教育委員会	委員	月額	37,500	町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。 (1) 幕別町内 650円 (2) 帯広市・音更町・池田町 1,000円 (3) 前2号以外の各町村 2,400円	教育委員会	委員	月額	37,500	町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。 (1) 幕別町内 650円 (2) 帯広市・音更町・池田町 1,000円 (3) 前2号以外の各町村 2,400円
選挙管理委員会	委員長	日額	9,000	"	選挙管理委員会	委員長	日額	9,000	"
	委員	"	8,200			委員	"	8,200	

現 行 条 例					改 正 条 例				
公平委員会	委員長	日額	9,000	〃	公平委員会	委員長	日額	9,000	〃
	委員	〃	8,200			委員	〃	8,200	
監査委員	識見者の委員	月額	125,000	〃	監査委員	識見者の委員	月額	125,000	〃
	議会議員の委員	〃	46,000			議会議員の委員	〃	46,000	
農業委員会	会長	月額	57,500	〃	農業委員会	会長	月額	57,500	〃
	会長代理	〃	43,000			会長代理	〃	43,000	
	委員	〃	37,500			委員	〃	37,500	
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	9,000	〃	固定資産評価審査委員会	委員長	日額	9,000	〃
	委員	〃	8,200			委員	〃	8,200	
介護認定審査会	会長（合議体の長含む。）	日額	12,000	〃	介護認定審査会	会長（合議体の長含む。）	日額	12,000	〃
	委員	〃	10,000			委員	〃	10,000	
障害程度区分認定審査会	会長	日額	12,000	〃	障害程度区分認定審査会	会長	日額	12,000	〃
	委員	〃	10,000			委員	〃	10,000	
執行機関の附属機関の委員	委員長	日額	5,700	〃	執行機関の附属機関の委員	委員長	日額	5,700	〃
	委員	〃	5,200			委員	〃	5,200	
専門委員	委員長	日額	5,700	〃	専門委員	委員長	日額	5,700	〃
	委員	〃	5,200			委員	〃	5,200	
その他の特別職の職員	行政区公区長	年額	均等割	〃	その他の特別職の職員				町長相当額。ただし、町内日当は650円とし、宿泊しない場合は支給しない。
			25,000						
	1戸当たり 800								
	選挙長	1回当たりの額	10,700			1回当たりの額	10,700		

現 行 条 例					改 正 条 例				
	選挙長職務代理者	〃	8,900	〃		選挙長職務代理者	〃	8,900	〃
	選挙立会人	〃	8,900	〃		選挙立会人	〃	8,900	〃
	開票管理者	〃	10,700	〃		開票管理者	〃	10,700	〃
	開票管理者職務代理者	〃	8,900	〃		開票管理者職務代理者	〃	8,900	〃
	開票立会人	〃	8,900	〃		開票立会人	〃	8,900	〃
	投票管理者	〃	12,700	〃		投票管理者	〃	12,700	〃
	投票管理者職務代理者	〃	10,800	〃		投票管理者職務代理者	〃	10,800	〃
	投票立会人	〃	10,800	町長相当額。ただし、町内日当は650円とし、宿泊しない場合は送致立会人を除き支給しない。		投票立会人	〃	10,800	町長相当額。ただし、町内日当は650円とし、宿泊しない場合は送致立会人を除き支給しない。
	ダム管理主任技術者	年額	100,000	行政職給料表適用職員相当額					
	英語指導助手	月額	300,000	ただし、所得税が課税された場合は当該所得税相当額を加算する。					〃
備考 費用弁償額については、ダム管理主任技術者及び英語指導助手を除き幕別町職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第15号）第32条の規定を適用しない。					備考 費用弁償額については、幕別町職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第15号）第32条の規定を適用しない。				